

特定商取引に関する法律に基づく知事の処分基準

特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく知事の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 12 条第 1 項の規定による処分基準については次のとおりとする。

1 違反事業者等に対する指示及び業務停止命令等に係る処分基準

法第 7 条第 1 項の規定による訪問販売に係る販売業者又は役務提供事業者に対する指示、法第 8 条第 1 項前段の規定による訪問販売に係る販売業者又は役務提供事業者に対する業務の停止、法第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定による通信販売に係る販売業者若しくは役務提供事業者又は通信販売電子メール広告受託事業者に対する指示、法第 15 条第 1 項前段又は第 3 項の規定による通信販売に係る販売業者若しくは役務提供事業者又は通信販売電子メール広告受託事業者に対する業務の停止、法第 22 条第 1 項の規定による電話勧誘販売に係る販売業者又は役務提供事業者に対する指示、法第 23 条第 1 項前段の規定による電話勧誘販売に係る販売業者又は役務提供事業者に対する業務の停止、法第 38 条第 1 項から第 4 項までの規定による統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対する指示、法第 39 条第 1 項前段、同条第 2 項前段、同条第 3 項前段又は第 5 項の規定による統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対する連鎖販売取引等の停止、法第 46 条第 1 項の規定による特定継続的役務提供に係る役務提供事業者又は販売業者に対する指示、法第 47 条第 1 項前段の規定による特定継続的役務提供に係る役務提供事業者又は販売業者に対する業務の停止、法第 56 条第 1 項又は第 2 項の規定による業務提供誘引販売業を行う者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対する指示、法第 57 条第 1 項前段又は第 3 項の規定による業務提供誘引販売業を行う者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対する業務提供誘引販売取引等の停止、法第 58 条の 12 第 1 項の規定による訪問購入に係る購入業者に対する指示及び法第 58 条の 13 第 1 項前段の規定による訪問購入に係る購入業者に対する業務の停止は、それぞれの条項に定める処分の基準のほか、事業者によるコンプライアンス体制の状況、違反行為の悪質性及び被害の現実の広がりや将来の拡大可能性等の観点を総合的に考慮の上、行うものとする。

2 業務停止命令等を受けた個人の事業者等に対する業務禁止命令に係る処分基準

法第 8 条第 1 項後段、法第 15 条第 1 項後段、法第 23 条第 1 項後段、法第 39 条第 1 項後段、同条第 2 項後段、同条第 3 項後段、法第 47 条第 1 項後段、法第 57 条第 1 項後段又は法第 58 条の 13 第 1 項後段の規定による業

務の禁止は、それぞれの条項に定める処分の基準のほか、停止を命ぜられた個人の事業者等が停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となる蓋然性等の観点も考慮の上、行うものとする。

3 業務停止命令等を受けた事業者等の役員等に対する業務禁止命令に係る処分基準

法第8条の2第1項、法第15条の2第1項、法第23条の2第1項、法第39条の2第1項、法第47条の2第1項、法第57条の2第1項又は法第58条の13の2第1項の規定による業務の禁止は、それぞれの条項に定める処分の基準のほか、停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者が同種業務を繰り返す蓋然性等の観点も考慮の上、行うものとする。

4 業務停止命令等を受けた事業者等の役員等の特定関係法人における業務停止命令に係る処分基準

法第8条第2項、第8条の2第2項第1号、第15条第2項、第15条の2第2項第1号、第23条第2項、第23条の2第2項第1号、第39条第4項、第39条の2第4項第1号、第47条第2項、第47条の2第2項第1号、第57条第2項、第57条の2第2項第1号、第58条の13第2項、第58条の13の2第2項第1号の規定による業務の停止は、それぞれの条項に定める処分の基準のほか、停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者が特定関係法人において行っている業務の同法人における重要性、将来の拡大の可能性等も考慮の上、行うものとする。

5 業務停止命令等を受けた事業者等の役員等が自ら個人事業者として同一業務を行っている場合の業務停止命令に係る処分基準

法第8条の2第2項第2号、第15条の2第2項第2号、第23条の2第2項第2号、第39条の2第4項第2号、第47条の2第2項第2号、第57条の2第2項第2号、第58条の13の2第2項第2号の規定による業務の停止は、それぞれの条項に定める処分の基準のほか、停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者が自ら個人事業者として行っている業務の将来の拡大の可能性等も考慮の上、行うものとする。

附 則

この基準は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年11月15日から施行する。